

○国土交通省令第六十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十七条の七、第十七条の十五及び第二十四条並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号）第三条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、宅地建物取引業法施行規則及び国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

宅地建物取引業法施行規則及び国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正）

第一条 宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようになお、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは、

当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>(試験の施行及び試験の期日等の公告) 第十條 (略)</p> <p>2 都道府県知事(法第十六條の二第一項の規定による指定を受けた者(以下「指定試験機関」という。))が試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行う場合にあつては、指定試験機関。第十條の五第七号、第十一條第一項及び第十三條において同じ。)は、試験を施行する期日、場所その他試験の施行に関し必要な事項をあらかじめ公告しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(登録講習業務の実施基準) 第十條の五 法第十七條の七の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>六 国土交通大臣の定めるところにより登録講習修了試験を行い、当該試験に合格した者(以下「登録講習修了者」という。)に対して、次に掲げる事項を通知すること。</p> <p>イ 登録番号</p> <p>ロ 登録講習修了試験に合格した年月日</p> <p>ハ 修了番号</p> <p>七 国土交通大臣の定めるところにより、都道府県知事に対して、次に掲げる事項を通知すること。</p> <p>イ 登録講習修了者の氏名(片仮名で振り仮名を付するものとする。)</p> <p>ロ 登録講習修了者の生年月日</p> <p>ハ 前号イからハまでに掲げる事項</p>
改正前	<p>(試験の施行及び試験の期日等の公告) 第十條 (略)</p> <p>2 都道府県知事(法第十六條の二第一項の規定による指定を受けた者(以下「指定試験機関」という。))が試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行う場合にあつては、指定試験機関。第十一條第一項及び第十三條において同じ。)は、試験を施行する期日、場所その他試験の施行に関し必要な事項をあらかじめ公告しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(登録講習業務の実施基準) 第十條の五 法第十七條の七の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>六 国土交通大臣の定めるところにより登録講習修了試験を行い、当該試験に合格した者(以下「登録講習修了者」という。)に対して、別記様式第三号の七の登録講習修了者証明書(以下「証明書」という。)を交付すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

八〇九 (略)

(講習業務規程の記載事項)

第十条の七 法第十七条の九第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇九 (略)

十 第十条の五第六号の規定による通知に関する事項
十一〇十四 (略)

(帳簿)

第十条の十一 法第十七条の十五の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇四 (略)

五 登録講習修了者にあつては、前号に掲げる事項のほか、登録講習修了試験に合格した年月日及び修了番号

二〇四 (略)

(登録講習業務の実施結果の報告)

第十条の十二 (略)

2 前項の報告書には、登録講習修了者の氏名、生年月日及び住所並びに登録講習修了試験に合格した年月日及び修了番号を記載した修了者一覽表、登録講習に用いた登録講習教材並びに登録講習修了試験の問題用紙、解答及び合否判定基準を証する書面を添えなければならない。

(宅地建物取引士証の交付の申請)

第十四条の十 (略)

2 都道府県知事は、法第二十二條の二第一項の規定により宅地建物取引士証の交付を申請しようとする者に対し、前項に規定するものほか、必要と認める書類を提出させることができる。

七〇九 (略)

(講習業務規程の記載事項)

第十条の七 法第十七条の九第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇九 (略)

十 証明書の交付に関する事項
十一〇十四 (略)

(帳簿)

第十条の十一 法第十七条の十五の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇四 (略)

五 登録講習修了者にあつては、前号に掲げる事項のほか、証明書の交付の年月日及び修了番号

二〇四 (略)

(登録講習業務の実施結果の報告)

第十条の十二 (略)

2 前項の報告書には、登録講習修了者の氏名、生年月日及び住所並びに証明書の交付の年月日及び修了番号を記載した修了者一覽表、登録講習に用いた登録講習教材並びに登録講習修了試験の問題用紙、解答及び合否判定基準を証する書面を添えなければならない。

(宅地建物取引士証の交付の申請)

第十四条の十 (略)

2 宅地建物取引士証の交付を申請しようとする者(試験に合格した後一年以内に交付を申請しようとする者及び次項に規定する者を除く。)は、交付申請書に法第二十二條の二第二項に規定する講習を受講し

3
・
4

(略)

3
・
4

(略)

た旨の証明を受け、又は交付申請書にその講習を受講した旨の証明書を添付しなければならない。

別記様式第三号の七を次のように改める。

様式第三号の七 削除

別記様式第七号の二の二を次のように改める。

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第一（第三条及び第四条関係）

(略)	宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）	(略)
(略)	第十条の十一第四項、第十三条の二十九第四項及び第二十六条第三項	(略)

別表第四（第十条及び第十一条関係）

(略)	旅客自動車運送事業運輸規則	(略)
(略)	宅地建物取引業法施行規則	第七条の二第一項
(略)		第十三条の二十一第十三号

改正前

別表第一（第三条及び第四条関係）

(略)	宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）	(略)
(略)	第十条の十一第四項及び第二十六条第三項	(略)

別表第四（第十条及び第十一条関係）

(略)	旅客自動車運送事業運輸規則	(略)
(略)		第七条の二第一項

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年十月一日（次条及び附則第三条において「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第二条 施行日前に第一条の規定による改正前の宅地建物取引業法施行規則（以下この条及び附則第四条において「旧規則」という。）第十条の五第六号の規定により証明書を交付された登録講習修了者に係る宅地建物取引業法（以下「法」という。）第十七条の十五に規定する帳簿及び旧規則第十条の十二第二項に規定する修了者一覧表の記載事項については、第一条の規定による改正後の宅地建物取引業法施行規則（次条及び附則第四条において「新規則」という。）第十条の十一第一項第五号及び第十条の十二第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現に法第十六条第三項の登録を受けている者は、施行日前においても、法第十七条の九第一項の規定により新規則第十条の七第十号に掲げる事項についての変更の届出をすることができ、この場合において、当該届出は、施行日に行われたものとみなす。

第四条 旧規則別記様式第七号の二の二による交付申請書は、新規則別記様式第七号の二の二にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。